

緑の募金活動顕彰要領

1 趣旨

公益社団法人群馬県緑化推進委員会（以下「委員会」という。）に緑の募金として多額の寄附を行った個人又は団体及び募金活動等に功績があった個人又は団体に対し謝意を表し緑の募金運動の推進発展に資する。

2 顕彰の区分及び基準

(1) 感謝状

- ① 感謝状の贈呈は、寄附金の額により、個人又は団体に対し委員会理事長の感謝状を贈呈する。
- ② 対象者は、委員会に対し別表に掲げる額を寄附した個人又は団体とする。
- ③ 再び贈呈の要件を充たす場合は、重ねて贈呈の対象として取り扱うことができる。

ただし、同一の個人又は団体に対する感謝状の贈呈は、同一年度内一回限りとする。

(2) 表彰状

- ① 表彰状の贈呈は、募金活動等において顕著な功績があり、緑の募金運動の推進に多大な貢献した個人又は団体に対して委員会理事長の表彰状を贈呈する。
- ② 対象者は、次のいずれかの要件に該当する個人又は団体とする。
 - i 緑の協力員等でその功績が、顕著で他の模範であると認められるもの。
 - ii 地域及び団体でその功績が顕著で他の模範であると認められるもの。
 - iii 緑の募金従事者で、募金事業の普及・定着、拡大等に当たって、その企画、指導、実行等において、他の模範になる顕著な功績を挙げているもの。
- ③ 再び贈呈の要件充たす場合は、3年間経過後に贈呈の対象として取り扱うことができる。

3 推薦及び選定

- (1) 各地区緑化推進委員会委員長等（以下「地区委員長等」という。）の推薦を受け、理事長が選定する。
- (2) 地区委員長は、対象者を推薦するときは、別紙様式(1)～(2)の調書を添付し推薦するものとする。

4 顕彰の伝達方法

感謝状及び表彰状の伝達は、群馬県推進委員会総会等の場において行うものとするが、事情により委員長に代わって地区委員長等が行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年5月12日から施行する。

〈 別 表 〉

感 謝 状 贈 呈 基 準

区分	理事長感謝状	備 考
個人	10万円 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30万円以上 100万円未満・・・ 国土緑化推進機構理事長感謝状に該当 ・ 100万円以上 500万円未満・・・ 林野庁長官感謝状に該当 ・ 500万円以上・・・・・・・・・・ 農林水産大臣感謝状に該当
団体	30万円 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50万円以上 200万円未満・・・ 国土緑化推進機構理事長感謝状に該当 ・ 200万円以上 1,000万円未満・・・ 林野庁長官感謝状に該当 ・ 1,000万円以上・・・・・・・・・・ 農林水産大臣感謝状に該当

- (注)① 同一の個人又は団体から同一年度内に2回以上の寄附があった場合には、その合計額をもって寄附の額とする。
- ② 同一の個人又は団体から2～3年間連続として寄附があった場合には、2～3年目の寄附の額はその合計額とする。
- ③ 当該寄附による紺綬褒章受賞対象者は大臣感謝状対象としない。

様式(1): 個

寄 付 調 書 (個 人)

ふ り が な 1、氏 名	
2、生 年 月 日 年 齢、性 別	
3、現 住 所	
4、職 業	
5、寄 付 年 月 日	
6、寄 付 金 額	
7、そ の 他 特 記 事 項	

様式(1): 団

寄付調書 (団 体)

ふりがな 1、団体の名称	
ふりがな 2、代表者氏名	
3、所在地	
4、団体の事業概要	
5、寄付年月日	
6、寄付金額	
7、その他特記事項	

様式（2）：個

功 績 調 書 （ 個 人 ）

ふ り が な 1、氏 名	
2、生 年 月 日 年 齢、性 別	
3、現 住 所	
4、職 業	
5、主 な 経 歴	
6、功 績 の 概 要	
7、そ の 他 特 記 事 項	

様式(2): 団

団 体 調 書 (団 体)

ふ り が な 1、団 体 の 名 称	
ふ り が な 2、代 表 者 氏 名	
3、所 在 地	
4、団 体 の 事 業 概 要	
5、功 績 の 概 要	
7、そ の 他 特 記 事 項	

様式(2): 団

団 体 調 書 (団 体)

ふ り が な 1、団 体 の 名 称	
ふ り が な 2、代 表 者 氏 名	
3、所 在 地	
4、団 体 の 事 業 概 要	
5、功 績 の 概 要	
7、そ の 他 特 記 事 項	